

古田史学の会・東海

令和二年

東海の古代

第234号 2020年2月

会長 : 竹内 強
編集 : 石田泉城 投稿先アドレス : furutashigaku_tokai@yahoo.co.jp
HP : <http://furutashigakutokai.g2.xrea.com/index.htm>

岡下英男氏の論考「『隋書』倭国伝を考える」について

瀬戸市 林 伸禧

1 はじめに

岡下英男氏は、「古田史学会報」155号（令和元年12月）で「『隋書』倭国伝を考える」の論考を発表されたが、筆者の見解と異なる箇所があるので以下に述べる。

2 引用文献について

岡下英男氏が論考に引用した文献は、「国立国会図書館デジタルコレクション」（以下「国会図書館本」と云う。）である。まず、その内容を確認する。

国会図書館本は、明の萬曆二十六年（1596年）の劉應秋等奉勅重校刊本を牧野古愚始め複数の人達により校點^{*1}された『隋書』（25分冊）で、旧高松藩講道館が天保十五年（1844年）に発刊したものである。

国会図書館本に記載されている倭（倭）は、表1のとおりであり、岡下氏が記されているとおり、確かに、帝紀・志に「倭」とあり、「倭」は列伝にのみにある。

しかし、『隋書』の刊本には、このほかに「百納本二十四史（元大徳刊本）」（以下「百納本」と云う）がある。

3 『隋書』の善本

筆者が善本と考える『隋書』の刊本は、百納本である。

これは張元濟（1867～1959年）が貴重な版本を博搜して、二十四史の版本の善本を選び、専門家による校勘を行って出版されたものである。二十四史の『隋書』は元の大徳（1297～1307年）年間に発刊されたものを底本としており、国会図書館本より底本が古い。

筆者が承知している百納本の出版物は、臺灣商務印書館が民国二十六年^{*2}（1937年、昭和12年）によるものである。

4 国会図書館本と百納本との相異

（1）筆者が把握している国会図書館本と百納本との相異は、次の2点である。

表1と表2も参照されたい。

*1 校點：何種かの版本を用いて校訂を施し句読点を加える。

*2 民国26年：各年は「中華民國n年」、略して「民国n年」と表記する。辛亥革命の翌年である1912年に中華民國が樹立されたため、「民国n年」は「辛亥革命勃発からn年後」となる。

『隋書』版本	音楽志下	列伝・倭国
国会図書館本	雒有疎勒 扶南 康國 百濟 突厥 新羅 倭国	多利思比孤
百納本	雒有疎勒 扶南 康國 百濟 突厥 新羅 倭国	多利思北孤

(2) 国会図書館本では「多利思比孤」であるが、岡下氏は「多利思北孤」と記述しておられ、引用された根拠は何であろうか。

(3) 中華書局版の百納本二十四史『隋書』では、志・音楽下・列伝（東夷）については、次のように「倭」を「倭」に、また「多利思北孤」を「多利思比孤」に校訂している。

- ・校勘記 〔三〕倭国：「倭」原作「倭」。今改正。参看本書東夷伝
(中華書局版「百納本二十四史『隋書』」383頁)
- ・校勘記 〔六〕其人雒有新羅高麗倭等：「倭」原作「倭」。按、古從「倭」和從「倭」的字、有時可以通用。如「倭」或作「倭」、或作「倭」。「倭」應是「倭」字別體。本書煬帝紀上作字的別法。本書煬帝紀上作「倭」。本卷和他處「倭」者、今一律改爲「倭」
- ・校勘記 〔一二〕多利思比孤：「比」原作「北」、依北史倭国伝、通典一八五、通鑑大業四年改。下同
(中華書局版「百納本二十四史『隋書』」1828頁)

(4) 以上により「倭」と「倭」の版本別の掲載状況は、次のとおりである。

区分	倭	倭
国会図書館本	帝紀、音楽志下	列伝（東夷）
百納本	帝紀	音楽志下、列伝（東夷）

5 まとめ

(1) 岡下氏の解釈

岡下氏は、「倭」と「倭」の区別により次のように解釈されている。

四．著者の魏徴が、倭国を貶める目的で、倭国と書いた

(「古田史学会報」155号、1頁第4段の小見出し)

そこで、魏徴は、帝紀と志においては従来の認識に従って倭国と書きながら、列伝においては皇帝の意を汲み、倭国を貶めようとして、倭の字を選んだのだ。

(「古田史学会報」155号、2頁第2段の4～6行)

(2) 筆者の見解

岡下氏は、魏徴が、倭国を貶めるために「倭国」と改名したとされるが、筆者は、煬帝が、倭国を貶めるために「倭国」と改名したと考える。

つまり、史家である魏徴は、先人の史家が「倭国」と記述しているので、帝紀については従前どおり「倭国」と記述したが、帝紀以外の音楽志下や列伝には、煬帝が用いさせた「倭国」を使用したと思われる。つまり、魏朝は倭国を貶めようとして記述したのではなく、煬帝の「倭国」に従ったものである。国会図書館本「音楽志下」の「倭」が記述されているのは、菊池桐孫（江戸時代後期の漢詩人）による校訂と思われる。

岡下氏の論考について、倭国＝倭国とする基本的な考えには賛同するが、引用文献の文字を正しく使う必要があるとともに、使用する版本によっては解釈が変わるので、引用する文献は慎重に取り扱うべきものと思われる。

表1 『隋書』版本（国立国会図書館デジタルコレクション・百納本二十四史）での「倭・倭」掲載状況

目次		三卷 帝紀		十五卷 志	八一卷 列伝
目次		帝紀第三 煬帝上		志第十 音楽志下	列伝第四六 東夷
国立国会図書館デジタルコレクション（萬曆刊本）		大業四年三月壬戌 百濟・倭・赤土・迦羅舍國 並遣使貢方物	六年 春正月癸亥朔 己丑 倭國 遣使貢方物	始開皇初定令置七部樂 一曰國伎 二曰清商伎 三曰高麗伎 四曰天竺伎 五曰安國伎 六曰龜茲伎 七曰文康伎 又雜有疎勒 扶南 康國 百濟 突厥 新羅 倭國等	百濟 其人雜有新羅 高麗 倭等 亦有中国人 琉球國 明年（※大業四年）帝復令寬慰撫之 流求不從寬 取其布甲而還 時 倭國使來朝 見之曰「此夷邪久國人所用也」
倭國 倭國，在百濟、新羅東南，水陸三千里，於大海之中依山島而居 安帝時，又遣使朝貢，謂之倭奴國 開皇二十年 倭王 姓阿每 字多利思北孤 號阿輩雞彌 遣使詣闕 上令所司訪其風俗。使者言倭王以天為兄 以日為弟 天未明時出聽政 跣趺坐，日出便停理務，云委我弟 新羅、百濟皆以倭為大國，多珍物，並敬仰之，恒通使往來。 明年（※大業四年）上遣文林郎裴清 使於倭國 度百濟，行至竹島，南望舩羅國，經都斯麻國，迴在大海中。…… 自竹斯國以東 皆附庸於倭 倭王 遣小德阿輩台 從數百人設儀仗 鳴鼓角來迎		分冊	二	六	二五
コマ		三八	四二	六八	八
校點者		岡井 馨	菊池桐孫	牧野古愚	同上
百納本二十四史（元大徳刊本）		同上	同上	同上	同上
頁		四〇	四一	一八四	八二七
八三一		八三一	八三〇	八二七	八三一

表2 『隋書』版本での相異記事状況

区分		版	本	字	景印本記事
志・音楽志下		国立国会図書館デジタルコレクション		倭	
列伝・東夷(倭国)		国立国会図書館デジタルコレクション		比	開皇二十年倭王姓阿每字多利思比孤號阿輩雞彌遣使詣闕 大業三年其王多利思比孤遣使朝貢
百納本二十四史		北		倭	
始開皇初定令置七部樂一曰國伎二曰清商伎三曰高麗伎四曰天竺伎五曰安國伎六曰龜茲伎七曰文康伎又雜有疎勒扶南康國百濟突厥新羅倭國等伎		百納本二十四史		倭	始開皇初定令置七部樂一曰國伎二曰清商伎三曰高麗伎四曰天竺伎五曰安國伎六曰龜茲伎七曰文康伎又雜有疎勒扶南康國百濟突厥新羅倭國等伎

1 注
百納本『隋書』による「北・比」掲載状況

北		比	
背	昆	東北	比丘比
南北	皆皆		

2
「北」は横棒が左に飛び出しているが、「比」は飛び出していない。

木簡から見た尾張の評制

一宮市 畑田寿一

645年、曾我入鹿が倒され大化の改新が始まった。しかし戦後、木簡の発掘により「郡」より前に「評」が設置されていたことが判明し、「改新否定論」が学会の大半を占めるようになり、現在でも教科書では「大化の改新」と言わず「乙巳の変」と呼んでいる。

その後、更に木簡の発掘が進むにつれて見直し論が台頭し、1977年に鎌田元一氏が「新肯定論」を発表したのを皮切りに、少なくとも評制を中心とした制度は大化年間の初頭から存在したとする説が有力になった。(出典:Wikipedia)

しかし、評制の目的、設置範囲など意見の統一を見ない点が数多く残されており、現在未だ各種の論議が盛んに行われている。今回は奈良文化財研究所の木簡データベースを使用して、ヤマトの遺跡に残る尾張地方発信の木簡から、当地方の評制を眺めてみたい。

1 現在の歴史学会での評制の施行過程の認識

『「東国国司詔」と評制の施行過程』(日本歴史2019年11月号、日本歴史学会編)の論考で、篠川賢氏は次のように述べている。(文責:筆者)

- ① 大化元年(645年)に出された「東国国司詔」においては評の官人候補の人选が目的であり、任命権はなかった。
- ② 同詔で「国々の境界の設置」が命じられているのは「建評」を命じたものと解することができるが、その後、国司を派遣して評制の施行に関わる任務を与えたと考えるべきである。
- ③ 「古誌」には大化二年に因幡国に「水依評」が建てられ、伊福部都牟自いおきべのつむじが評督に任じられたとあるが、この時期、因幡国には他に評はなく、評の設置範囲も因幡国全域でなく、伊福部都牟自が掌握可能な範囲であったと考えるべきである。
- ④ 伊福部都牟自の子の国足の時代になり、「法美評」、「邑美評」などが建評されるようになった。
- ⑤ 以上の状況から孝徳期における評制の施行は、まず官人候補を掌握した後、国司を派遣して評の範囲を定める手順を踏んでおり、「準備のできた地点から評の設置個所を増やしていった」と考えるべきである。

2 ヤマトの遺跡から発見された尾張地方から送られた木簡

(1) ヤマトの遺跡

「尾張」を検索キーとして木簡データベースを検索すると次の3箇所の木簡が大半を占める。しかし、最も古い石神遺跡の木簡の大半は天武期以降のものであり、大化の改新の始まる7世紀中頃については木簡からは状況を伺うことはできない。

遺跡名	時代	場所・用途
石神	7世紀前半～末	飛鳥寺の西方。斉明～天武朝期の迎賓館。 木簡が多出するのは天武期(672-686年)以降。
飛鳥池工房	7世紀後半	飛鳥寺の東南方向。飛鳥寺を中心とした造寺司が置かれて各種の飾り物を作っていた。
藤原京	7世紀末～8世紀	飛鳥寺の北西、香具山の西方。飛鳥時代の都城で持統～元明期の都であった。

(2) 出土した木簡

現在までに出土した尾張関連の木簡は 312 点に及ぶ。そのうち上記 3 か所から出土した評制に関わる木簡は 25 点で、送付箇所別の内訳は以下のようになる。

遺 跡	送 付 箇 所							計
	海 部	春 部	丹 羽	葉 栗	山 田	知 多	愛 智	
石 神	2		2	2	2		2	1 0
飛 鳥 工 房	2	1						3
藤 原 京	1 0	1				1		1 2
計	1 4	2	2	2	2	1	2	2 5

上記の内、石神遺跡出土の木簡の内訳は次のとおり。

送 り 元	遺 跡	送 り 主	品 物
丹羽郡 尔破評	石 神	佐 匹 部	俵
海 評	石 神		四 升
海 評 伊 福 郷	石 神		
羽 栗 評 三 川 里	石 神	丈 部	
尔 皮 評 (丹 羽 郡)	石 神		
(山 田 評) 山 田 里	石 神	丈 部	
(葉 栗 評) 川 嶋 五 十 戸	石 神		□ 俵
山 田 評 山 田 五 十 戸	石 神	三 (家 人 部) 万 呂	五 斗
(愛 智 評) 物 部 五 十 戸 大 家 五 十 戸 日 下 五 十 戸	石 神		
(愛 智 評) 物 部 五 十 戸	石 神	長 済 部 刀 良	俵 六 斗

事例は少ないが、この表から次のことが言える。

- ① 送り元は尾張地方の特定の地域に限られ、尾張氏が支配する中央部には存在しない。
- ② いずれの地域も屯倉や稻置の設置場所か渡来人の影が濃い地域である。
- ③ 送付している物資は庸米に関するものが多く、少なくとも租税制度の一部が施行されていた。
- ④ 送られた時代を特定するものは発見されていないが、石神遺跡のB期（天武期673－686年）以降に木簡が多出し、美濃ム下評の木簡は665年であるので、7世紀後半後期である可能性が高い。

(3) 知多半島に設置された評

比較的分かり易い例として知多半島を挙げると、次の箇所に評が設けられた。

いずれも製塩が盛んな地域で、愛知県埋蔵文化財センターの早野浩二氏が著した『臨海の古墳時代集落（松崎遺跡）研究紀要2005』に拠ると、この地には塩田開発のために渡来人を移植させて屯倉を置いた可能性が高く、紀伊国の海部屯倉とも関連が深いとしている。また、この地からは役務のために人も送っており、出土している木簡はそのための庸米を送った記録であろう。

のちの郡制では知多半島全域が1つの地域になるが、評制ではその内の一部に設置がされている。これは評がのちの郡に単純に移行するのではなく、土地の支配者である郡司の意向が強く働いていることを意味している。

送 り 元	西 暦	送り先遺跡	品 物
知多評入見里	691	藤原宮	養米？三斗
知多評但馬郷？	695	藤原宮	年貢？
知多評阿具比里	694	藤原宮	養米六斗

3 まとめ

前述のように木簡は天武期（672－686年）以降の記録を示しており、孝徳、天智期については推定以外の方法が無いが、凡そ次のことが言える。

（1）評制の実態

年代順に評制を日本書紀の記述を中心に追ってみると次表のようになる。

評制は当初東国を中心に設置されていくが、次第に日本全国に広がっていった。

西暦	朝鮮半島・九州	近畿・東海・吉備	東 国
530	任那の背評の記述		
538			甲斐国山梨評に派遣
646	(大化の改新の詔)	難波長柄豊崎宮に遷都の詔 因幡国水依頼評設置(伊福部系図)	
651		笠評君の記述(法隆寺旧蔵観音像)	
652		前期難波宮完成	
653		皇太子(天智)飛鳥に移動	多珂国石城評造る
663	(白村江の戦い)		
665		美濃ム下評の木簡(石神遺跡)	
672	(壬申の乱)		
683		複都制の詔、五十戸を里に改称	
686		前期難波宮消失	
687	阿蘇国評督任命		
689			那須直葦提が評督になる
691		尾張知多評の木簡	
694			上毛野国車評の木簡
698	筑前国糟屋評の銘		
699			上総国阿波評の木簡
700	薩摩国衣評督任命		
701	(大宝律令の詔)		那須直葦提の子が評督継ぐ

一方、九州地方では木簡は311件出土しているが「評制」に関わる出土事例がほとんど無いため明確なことは言えない。大化の改新の50年後にはヤマトと同じ評制に基づく戸籍が造られており、白村江の戦い以降急速にヤマトと同じ政治体制が採られたことが見受けられる。

日向久湯評から藤原宮に送られた牛皮30枚は租税で無く献上品の可能性が高く、大宰府

は一定の独立性を保っていた。

記 載 内 容	年 代	遺 跡 名	人 名	内 容
肥後国会志評？		大宰府不丁官衙地区		荷札
竺志前国（筑前国）嶋評	685～	国分松本遺跡	建ア身麻呂戸他	戸籍
竺志前国（筑前国）嶋評私祀板		同上		送状
日向久湯評（日向国児湯郡）	689？	藤原宮	漆部佐俣支	牛皮30

前期難波宮においてもこの時代を示す木簡は次の2点に留まり、この時代に宮が存在したことは示すが、地方との関係を示すには至っていない。

日本書紀に拠ると 653 年に政治の中心が飛鳥に移っていることから、都としての役目を終わっていたと思われる。

記載内容	考えられる発送地
玉造五十戸俵	駿河国、下総国など
秦人凡国評	山城国、近江国など

石神遺跡には尾張以外に西は中国地方、東は関東地方に至る広い範囲から送られた荷札が存在していることから、7 世紀後半にはヤマト王権がほぼ勢力を掌中に収めていたと思われるが、東北地方や九州地方については木簡からは推測できない。

（２） 大化の改新の目的と実態の推論

大化の改新は、①公地公民、②国郡制度、③班田収授、④租税制度（租庸調）の各々の点から語られることが多いが、そもそもの目的とその手段については語られることが少ない。今回、先輩諸氏の叱正を覚悟の上で試論を述べると次のようなことが言える。

- ① 曾我氏が天下を取っていた時代、軍事力は各氏族がもっており、国軍は存在しなかった。唐の勢力が巨大になり、朝鮮半島の情勢が緊迫する中、唐への留学生を中心として、現状では国が守れないとする意見が台頭し「乙巳の変」に繋がった。
- ② 一方渡来人は急増し、人口の 14 %に及んだが耕作する土地は地方の豪族から賃借しており不満も多かった。一方、貸主側も意思の疎通が十分でなく、不作の時の対応に苦慮していた。
- ③ 大化の改新では国軍の創設のために、この付近の不満をうまく利用したと考えられる。
- ④ 実態としては渡来人が使用している土地を国有化して貸し付け、元の貸主は官人に採用して給料を払う。渡来人の身分を良民に格上げするが兵役を課す。これは、渡来人は半島では大半が賤民であり、朝鮮半島で捕虜になると賤民に戻されるので寝返りの防止策にもなっていた。
- ⑤ 以上の条件下で賛同する豪族を説得して進めたのが公地公民制度で、新羅などの国郡制度を真似たのが評制であった。評制では旧来の国造が依然存在し、県主にあたる者が評督となった。
- ① この制度はやがて在来の賤民（部民）にも適用されるようになり、大宝律令（701 年）をもって律令制度が出来上がっていったと考えられる。

倭人伝等に登場する渡来系氏族について

東海市 大島秀雄

1. はじめに

『後漢書』倭伝や『魏志』倭人伝（共に石原道博編訳・岩波文庫本による。）等の倭国には中国風の姓名が散見されるので、これらの人物が渡来系氏族であるのか否かについて、姓の由来の観点から大雑把な考察を試みた。

2. 中国の姓の分類

中国の姓の由来はさまざまなものが絡み合っているため非常に複雑であるが、ウィキペディアによれば大まかには次のように分類されます。

- ・ 出身地、居住地、封国、封地 : 陳 (陈)、馮 (冯)、魯 (鲁)、杜、謝 (谢)、楊 (杨)、董、蔡、呂 (吕)、趙 (赵)。
- ・ 祖先の名、廟号、諡号 : 姬 (姬)、姚、張 (张)。
- ・ 祖先の爵位、官職 : 史、上官、公孫 (公孙)、司空、司馬 (司马)、司徒。
- ・ 職業、技能 : 陶など。
- ・ 動物 : 牛、馬 (马)、羊、魚 (鱼) など。
- ・ 植物 : 楊 (杨)、李、松など。
- ・ 順序 : 伯、孟など。(共に1番目を意味する)
- ・ 帝王からの賜姓 : 鄭 (郑)、朱、李、趙 (赵) など。
- ・ 少数民族の漢化 : 元、劉 (刘)、金、譚 (谭) など。
- ・ 避諱や音便変化 : 求、邱 (孔子の名「丘」を避諱)、諸葛 (诸葛)。

3. 百度百科などからの考察

百度百科（バイドゥひゃっか）とは中国の検索オンライン百科事典であり、ここに中国の姓について比較的詳細な記載があるので、この内容などを手掛かりにして、倭人伝等に登場する人物の姓について考察することとする。

（1）帥升

『後漢書』倭伝に「安帝の永初元年（一〇七）、倭の国王帥升等、生口百六十人を献じ、請見を願う。」として登場する帥升だが、帥姓の百度百科の概要は次のとおりです。

・ **周王朝時代の軍には師帥、中軍帥、上軍帥、下軍帥、左軍帥、右軍帥、後軍帥などの官名があり、これらの子孫が帥氏を称した。**

また、『三国史記』高句麗本紀（井上秀雄訳注・東洋文庫本による。）の第四代閔中王（在位紀元四四～四八年）四年十月条に「高句麗の蚕友部落の大家の戴升ら一万余家が楽浪にきて後漢に投降した。」との記載があり、帥升と戴升の名前の類似性から、帥が姓で升が名と解する事が可能であり、帥升は中国発祥の渡来系氏族の末裔ではないだろうか。

（２）難升米

『魏志』倭人伝に「景初二年（238年）六月、倭の女王、大夫難升米等を遣わし郡に詣り、天子に詣りて朝献せんことを求む。」とあるのが難升米の初見だが、この倭人伝以前の時代に難氏が存在したとする記述は百度百科にはないが、以後の時代に難姓についての記述があり、その概要は次のとおりです。

- ・北魏孝文帝（在位四七一～四九九年）の政策で鮮卑族の吐難氏は難氏と山氏の単姓に変更された。その後、この難氏は朝鮮半島に移動した。

また、太田亮著『姓氏家系大辞典』の難氏の項には、山城の古族にして、正倉院天平八年文書や続日本紀天平十七年条、宝龜八年三月条などに見え、大同方*1に都々喜郡市野辺難帆麿なる人物が紹介されているので、百度百科の難姓の発生時期が遅く時代的に整合しないものの、難は中国、朝鮮半島、日本列島で広く受け入れられた姓であり、難升米は渡来系氏族の末裔ではないだろうか。

*1：大同方とは大同三年（808年）成立のわが国最古の医薬書『大同類聚方』^{だいてうるいじゅうほう}のこと。

（３）伊声耆

『魏志』倭人伝に「その四年、倭王、また使大夫伊声耆・掖邪狗等八人を遣わし・・・」として登場する伊声耆だが、伊姓の百度百科の概要は次のとおりです。

- ・商王朝の大臣である伊尹の後裔である。
- ・西周時代の官吏である復姓の伊耆氏が後に単姓の伊氏を称した。

従って、伊声耆は中国発祥の渡来系氏族の末裔ではないだろうか。

（４）掖邪狗

前項の伊声耆の後の箇所に登場するのが掖邪狗の初見だが、掖姓の百度百科の概要は次のとおりです。

- ・春秋時代の萊国掖郡^{らい}の地名にちなむ姓。
- ・古代の官職である掖庭令にちなむ姓。

従って、掖邪狗は中国発祥の渡来系氏族の末裔ではないだろうか。

（５）台与

『梁書』倭伝や『北史』倭国伝に倭国王として登場する台与だが、台姓の百度百科の概要は次のとおりです。

- ・後漢の時代に台佟、台崇という人物がいた。

従って、『魏志』倭人伝に出て来る壹与ではなくて台与が正しいとした場合は中国発祥の渡来系氏族の末裔の可能性が考えられます。

（６）都市牛利

『魏志』倭人伝に「その年十二月、詔書して倭の女王に報じていわく、「親魏倭王卑弥呼に制詔す。帯方の太守劉夏、使を遣わし汝の大夫難升米・次使都市牛利を送り、・・・」として登場する都市牛利だが、百度百科に都市姓は出てこない。

それでは都市を復姓とした場合、百度百科の都姓と市姓の概略は次のとおりです。

- ・都姓の出自は公都氏であり、春秋時代の楚国の都村を受封したことにより単姓の都

氏を称する。なお、韓国には都姓の人が数万人いる。

- ・市は西周の市場を管理する役人である市司（いちのつかさ）の官名を姓としたもの。
従って、都市姓は朝鮮半島で発生した復姓の可能性は否定できないので、都市牛利は渡来系氏族の末裔ではないだろうか。

（7）載斯烏越

『魏志』倭人伝に「倭の載斯烏越等を遣わして郡に詣り、相攻撃する状を説く。」として登場する載斯烏越だが、百度百科に載斯姓は出てこない。

それでは載斯を復姓とした場合、百度百科の載姓と斯姓の概略は次のとおりです。

- ・載は春秋時代の地名・載中（現在の河南省開封市東北）にちなむ姓。
- ・載は周の文王の子・聃季載（ぜんきさい）の子孫が載姓を称する。
- ・斯は現在の地名・浙江省東陽市城東街道斯村にちなむ姓であり、呉の初代皇帝・孫権より史偉（一九六～二六五年）の子である史郭、史従が斯氏を賜った。

また、『日本書紀』の欽明天皇十五年十二月条には百済が下部杆率汶斯干奴を遣わしたという記述があり、この汶斯が姓だとすれば、載斯も百済で生まれた姓の可能性が考えられるので、百度百科の斯姓の発生時期が遅く時代的に整合しないものの、載斯烏越は渡来系氏族の末裔ではないだろうか。

4. 人名の読みについて

本題とは直接関係しないが、『魏志』倭人伝に登場する倭国の人名の読みについて、『新稿 邪馬台国の言語』（長田夏樹著、学生社、2010年）には次のとおり記載されている。

B 人名 ①卑彌呼 pŋeĩ-miøi-xa ヒムカ ②難升米 nan-siən-miøi ナニソゴム ③都市牛利 ta-ziəĩ-ŋiwəũ-liøĩ タゾゴル ④伊聲耆 iøi-siən-g'liøi ウセグ ⑤掖邪狗 iak-in-ko ヤクヤコ ⑥卑彌弓呼素 pŋeĩ-miøi-kiwəŋ-xa-sa ヒムコカサ ⑦載斯烏越 tsəĩ-siəĩ²-a-iwet ソシアヲチ ⑧臺與 d'əĩ-ia ドヤ

5. まとめ

姓の由来の観点から考察した結果、倭国側の登場人物には中国系の渡来人の末裔ではないかと思われる者が大多数であり、中国大陆と同様に倭国でも確実に姓の継承がなされていたものと推測されます。

紀元前1世紀代には漢王朝の中原から楽浪郡を經由し、朝鮮半島を縦断して北部九州に至る交易ルートが形成されていたと考えられるので、これ以降の渡来人の末裔が倭国側の中心的人物だったと思われます。

水田稲作は朝鮮半島から伝播か？

名古屋市 石田泉城

昨年末、名古屋市博物館の展覧会「発掘された日本列島」を観てきました。弥生時代の説明書きに「**中国大陸や朝鮮半島から体系的な水田稲作が伝わり・・・**」とありました。

朝鮮半島から水田稲作が伝播したのは事実でしょうか。

朝鮮半島南東部には、朝鮮半島で最古の水田稲作の遺構がある**オクキョン遺跡**（蔚山広域市）があります。その年代は、孔列文土器、突帯文土器を伴うことから紀元前11世紀とされています。オクキョン遺跡から出土した孔列文土器は、縄文時代晩期（BC1000年）の頃の土器とされ、北部九州では黒川式土器（新段階）に該当します。また、突帯文土器は、縄文晩期又は弥生早期の土器とされ、北部九州では山ノ寺式土器やその後の夜臼式土器に該当します。北部九州の最後の突帯文土器が夜臼式土器です。

水田稲作の遺構がある**石木中高遺跡**（佐賀県小城市）や**菜畑遺跡**（佐賀県唐津市）からは、それぞれ黒川式土器（新段階）、山ノ寺式土器が出土しており、オクキョン遺跡と同時代の遺跡です。つまり、これらは、朝鮮半島と日本列島における水田稲作の最古級の遺構です。

したがって、水田稲作は、朝鮮半島から日本列島へ伝播したのではなく、中国大陸からそれぞれの地域へ同じころに伝播したと理解すべきではないでしょうか。なお、石木中高遺跡の黒川式土器（新段階）は、AMS法の較正年代で紀元前1050～890年（85%）とされ、菜畑遺跡の山ノ寺式土器には紀元前1420～1100年（93%）の試料も含まれているとされます。（藤尾慎一郎2003、今村峯雄2001）



前回の例会の内容

■ 偽書

名古屋市 石田泉城

偽書と偽史の言葉の定義、『古事記』、『竹内文書』、『東日流外三郡誌』などについて触れた。

■ もう一つの伊勢神宮創建記

一宮市 畑田寿一

倭姫の巡行は、伊勢神宮の財政基盤を支えた尾張などの財政的に豊かな地を巡り寄進を募ったものが物語として誕生したと考えられる。

■ 最近気になる事項

瀬戸市 林 伸禧

古代史セミナー2018で参加者に配布した資料『九州年号』と『倭国年号』の紹介とともに古田学派など違和感がある文言について述べた。

会員の投稿について

■ 会報誌への投稿（編集担当：石田）

furutashigaku_tokai@yahoo.co.jp

■ 投稿締切り日 2月29日(土)

例会の予定

■ 例会の予定

1 日時 2月11日(火)13:30～(第5集会室)
② いつもと曜日が違います。

2 場所 名古屋市市政資料館

名古屋市東区白壁1-3、TEL052-953-0051

3 参加料 500円（会員は不要）

4 交通機関

- (1) 地下鉄名城線「市役所」、東徒歩8分
- (2) 名鉄瀬戸線「東大手」、南徒歩5分
- (3) 市バス「市政資料館南」、北徒歩5分
- (4) 市バス「清水口」、南西徒歩8分
- (5) 市バス「市役所」、東徒歩8分

5 駐車場 市政資料館：12台＋α収容(無料)

■ 来月以降の例会

3月15日(日)

第4集会室

古田武彦先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。事前の参加連絡不要。例会で発表の場合は資料**25部**を用意ください。